

【窓口申請の場合】

学研災の諸手続きについて

【ケガ・事故について学生課へ申請する】

ケガ・事故の発生の日からその日を含めて原則 30 日以内に、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を学生課に申し出てください。また、以下のいずれかに該当するケガ・事故か確認してください。該当しない場合は対象外です。

- A.正課の授業中や学校行事中 → 1 回以上通院する
- B.公認団体の課外活動中 → 14 回以上通院する
- C.学校施設内にいる間(公認団体の課外活動以外)、通学中 → 4 回以上通院する

上記に該当する場合は、開室時間内に学生課の窓口までお越しください。申請に必要な書類をご記入頂きます。

【申請していたケガが完治した場合】

既に学生課窓口で事故通知・ハガキの記入、ハガキの投函が済んでいる方で、治療中のケガが完治した方は、開室時間内に学生課の窓口までお越しください。保険金請求手続きに必要な書類をお渡しいたします。

<受付窓口>

- ◆池袋キャンパス 学生部学生課 5号館 1F
- ◆新座キャンパス 学生部学生課 7号館 2F

※窓口の開室日・時間は、ホームページ等でご確認ください。